様式第 10 号

年　　月　　日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

地方公務員災害補償基金理事長　　殿
（大阪府支部扱い）

氏名又は名称（ふりがな）
住所又は居所
連絡先電話番号

地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程第 26 条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１ 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日　　付：　　年　　月　　日
文書番号：地基大第　　号

２ 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○を付してください。

保有個人情報の名称	種類・量
実施の方法	
１　閲覧	１　全部 ２　一部（　　）
２　複写機により複写したものの交付	１　全部 ２　一部（　　）

３ 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法（ａ）	算定基準（開示の実施の方法及び手数料の額等について（平成 17 年３月 29 日付理事長決定）別表）（ｂ）	左の実施方法で開示を希望する文書量（ｃ）	ｂ欄とｃ欄をもとに算出した額　基本額（ｄ）
１	100 枚までごとにつき 100 円		円
２	用紙１枚につき 10 円		円
		基本額　計	円（ｅ）

基本額計（ｅ）＿＿＿＿円－＿＿＿＿円＝＿＿＿＿円

↑上記金額が開示実施手数料になります。

↑開示請求手数料

４ 開示の実施を希望する日

年　月　日

５「写しの送付」の希望の有無

（有　：同封する送料の額　　円
　無）

６ 開示実施手数料及び送料の納付

該当する番号に○を付してください。

開示実施手数料 ＿＿＿＿＿＿円 送料　　円	１　窓口における現金納付 ２　指定金融機関への振込納付（この場合、振込領収書の写しを添付してください。）	（受付印）

※担当課等（本書の郵送先）

〒540－8570　大阪市中央区大手前２丁目１－２２（大阪府総務部企画厚生課内）
地方公務員災害補償基金　大阪府支部

＜計算方法＞

１　はじめに

開示実施手数料は、「保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料の額等について（平成 17 年３月 29 日付理事長決定)」に基づき、計算することとなりますが、開示の実施方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の３に示した計算表をもとに計算していただくことになります。

ここでは、上記計算表の記載方法についてご説明します。

※　この記載例は、１５０ページある法人文書に対して１００ページを閲覧し、残り５０ページについては、写しの交付を希望する場合のものです（電子情報処理組織（インターネット等）を利用しない開示請求の場合)。

２ 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

保有個人情報の名称	種類・量
○○報告書	Ａ４半文書 １５０枚

実施の方法	
① 閲覧	１　全部 ２　一部（１ｐから１００ｐまで　　）
② 複写機により複写したものの交付	１　全部 ２　一部（１０１ｐから１５０ｐまで　　）

３ 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 （ａ）	算定基準（開示の実施の方法及び手数料の額等について（平成 17 年３月 29 日付理事長決定）別表） （ｂ）	左の実施方法で開示を希望する文書量 （ｃ）	ｂ欄とｃ欄をもとに算出した額　基本額 （ｄ）
閲覧	１００枚までごとにつき１００円	１００ページ	１００円
複写機により複写したものの交付	用紙１枚につき１０円 ※両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を計算する。	５０ページ	５００円
		基本額　計	６００円（ｅ))

基本額計（ｅ）６００円－３００円＝３００円

↑上記金額が開示決定手数料になります。

↑開示請求手数料

２　計算表の各欄の説明・記載方法

ａ欄：開示請求のあった法人文書について、可能な開示の実施方法を列挙してあります。

ｂ欄：ａ欄に示した方法によった場合の算定基準を示してあります。

ｃ欄：左のａ欄の実施方法で開示を希望する文書量を記載してください。

ｄ欄：ｂ欄とｃ欄をもとに算出した金額を記載してください。

ｅ欄：ｄ欄の縦計を記載してください。

ここまで計算表を作成しましたら、ｅ欄の金額から開示請求手数料３００円（電子情報処理組織（インターネット等）を利用して開示請求を行う場合にあっては、２００円。）を差し引いてください。この差し引いた金額が開示実施手数料になります。